

資料 2. 地方公営企業関係制度比較表

特徴及び留意点	地方公営企業		第三者委託		指定管理方式		P F 方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング (外部委託)	地方公共団体が受託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	B T O	B O T	一般型	公営企業型	
特徴及び留意点	地方公共団体が経営する企業であり、住民生活に必要となる公共サービスの提供、料金収入により、原則として独立採算で運営されるもの。	水道の管理に関する技術上の業務を技術的に信頼できる第三者に委託することによって、水道事業者における管理体制強化の選択肢の充実を図るもの。 委託された業務の範囲内では、水道事業者が代えて受託者、あるいは、水道技術管理責任者に代えて委託先を定めている。 水道法上の責任関係は委託先が負っている。委託先が受託業務を遂行する際には、水道法上の責任関係は委託先が負っている。委託先が受託業務を遂行する際には、委託先が受託業務を遂行する責任を負っている。委託先が受託業務を遂行する際には、委託先が受託業務を遂行する責任を負っている。	水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託するもの。	施設の管理運営を包括的に外部委託するものであり、従前の管理委託制度の適用が限定される。民間事業者にも委託可能である。地方公共団体は指定管理責任者として指定管理業務を遂行し、委託先が指定管理業務の向上や効率化を図ることが期待できるもの。	施設の管理運営を包括的に外部委託するものであり、従前の管理委託制度の適用が限定される。民間事業者にも委託可能である。地方公共団体は指定管理責任者として指定管理業務を遂行し、委託先が指定管理業務の向上や効率化を図ることが期待できるもの。	地方公共団体の関与により公共性を担保しつつ、設計、建設の段階から民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的・効果的に公共施設の建設、維持管理及び運営を促進するものであり、一定規模以上の公共施設建設を前提として行う事業において特に効果が期待できるもの。	地方公共団体の関与により公共性を担保しつつ、設計、建設の段階から民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的・効果的に公共施設の建設、維持管理及び運営を促進するものであり、一定規模以上の公共施設建設を前提として行う事業において特に効果が期待できるもの。	地方公共団体の関与により公共性を担保しつつ、設計、建設の段階から民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的・効果的に公共施設の建設、維持管理及び運営を促進するものであり、一定規模以上の公共施設建設を前提として行う事業において特に効果が期待できるもの。	地方公共団体の関与により公共性を担保しつつ、設計、建設の段階から民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的・効果的に公共施設の建設、維持管理及び運営を促進するものであり、一定規模以上の公共施設建設を前提として行う事業において特に効果が期待できるもの。	地方公共団体の関与により公共性を担保しつつ、設計、建設の段階から民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的・効果的に公共施設の建設、維持管理及び運営を促進するものであり、一定規模以上の公共施設建設を前提として行う事業において特に効果が期待できるもの。
定義	①地方公共団体が、直接地域住民の福祉の増進を目的として、 ②経営する企業 (経営の基本原則： 公営法3条) ・経済性の確保 ・公共の福祉の増進	地方公共団体が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保したうえで、その事務事業を民間企業、NPO等住民団体、個人等に委託するもの。	水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託するもの。	公の施設（住民の福祉を促進する目的を以てその利用を効率的に達成するために必要があるを認めるときに、当該公の施設を管理を行わせる法人その他の団体を指す）が指定するもの。当該地方公共団体が指定するもの。委託を行う場合は、技術上の観点から一体的として行わなければならない業務を単一の者に委託するものとされている。	P F 1 事業者が施設を建設 (Build) し、その後、施設の所有権を行政に移譲し (Transfer) した上で、P F 1 事業者がその施設の運営 (Operate) を行う方式。	P F 1 事業者が施設を建設し、契約期間にわたって管理運営を行う。その後、資金回収した後に、施設の所有権を移管する方式。	P F 1 事業者が施設を建設し、契約期間にわたって管理運営を行う。その後、資金回収した後に、施設の所有権を移管する方式。	(一) 一般地方独立行政法人：地独法2条 ① 住民の生活、地域社会及び地域経済の安住の福祉の増進を目的として、 ② 経営する企業 (経営の基本原則： 公営法3条) ・経済性の確保 ・公共の福祉の増進	(一) 一般地方独立行政法人：地独法2条 ① 住民の生活、地域社会及び地域経済の安住の福祉の増進を目的として、 ② 経営する企業 (経営の基本原則： 公営法3条) ・経済性の確保 ・公共の福祉の増進	
設立目的	・住民の福祉の増進 ・企業方式による効率的な行政サービスの提供	-	-	(代行制) 利用料金制を採らな い方式 ※料金収入は、地方公共団体が収入とし、公共の施設に関するに料金の収納業務を委託する場合は団体の判断による。)。 (利用料金制) 指定管理者が料金を受 入として取り扱うこと ※料金収入は、地方公共団体が収入とし、公共の施設に関するに料金の収納業務を委託する場合は団体の判断による。	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な社会資本整備と公共サービスの提供を行う。	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な社会資本整備と公共サービスの提供を行う。	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な社会資本整備と公共サービスの提供を行う。	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な社会資本整備と公共サービスの提供を行う。	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な社会資本整備と公共サービスの提供を行う。	
根拠法	・地方公営企業法 ・地方公営企業等の労働関係に関する法律	水道法第24条の3 同法施行令第7条、8条、9条 同法施行規則第17条の3、4	水道法第24条の3 同法施行令第7条、8条、9条 同法施行規則第17条の3、4	・地方公営企業法 ・地方自治法第244条の2第3項等 ・(同項に基づく) 条例等	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F 1 法)	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F 1 法)	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F 1 法)	・地方独立行政法人法	・地方独立行政法人法	
法人格	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	地方公共団体の一部 (独立の法人格はなし)	

設立団体	地方公営企業		第三者委託		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	地方公共団体	アウトソーシング(外部委託)	地方公共団体が受託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
設立要件	地方公共団体	-	地方公共団体が法人その他の団体を指 定	-	地方自治法第244条の2第3項に基づ く条例で定める事項(指定の系統、管理 の事業、業務内容等)を漏らすこと。 ・議会の議決を経て指定(自治法244条 の2第6項)	※民間事業者等の選定 ①公共施設等、基本方針 (内閣府決定)及び実施方針(当該管理 者等が決定)に基づき、実施することが 適切であると認める特定事業を選定(P F I法6条) ②公共施設等の管理者等は、特定事業を 選定したときは、当該特定事業を実施す る民間事業者を公募の方法等により選定 (PFI法7条)	(行政と民間事業者との契約)	地方公共団体(地独法7条)	議会の議決を経て定款を定め、 ①和道府県等 総務大臣の認可 ②以外 都道府県知事の認可を受ける こと (地独法7条)	
財産的基礎			※選定条件 委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的 及び技術的な基礎を有するものであることとする。(水道法施行 令第8条)	-	-	-				業務を確実に実施するために必要な資本 金その他の財産的基礎を有すること(地 独法6条①)
出資主体	地方公共団体のみ		地方公共団体、民間企業等(通常は新たな法人を設立する必要はない)				地方公共団体、民間企業等			・地方公共団体のみ(地独法6条②) ・設立団体は、独法の資本金の1/2に相 当する資金を出資(地独法6条③)
業務の範囲	法定了事業(附属業務含む、公企法2条) ・水道事業(簡易水道事業を除く。) ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 ・病院事業(財務規定のみ) ・その他(条例で任意適用可) ※他に地方財政法、公営企業金融公庫法の法定範囲 あり		※水道法において、水道施設の全部又は一部の管理に関する技術 上の業務の委託については、技術上の観点から一体として行わな ければならない業務の全部を一つの者に委託するものとされてい る。		※個別法において、管理者を限定してい ること等により、指定管理者に管理を行 うことができないものがある。 (例) 学校、下水道、道路、河川、病院 (一部)		地方公共団体	(地独法21条1 号、4号、5号) ・試験研究 ・社会福祉事業 ・一定の公共的施設 の設置及び管理 ・附属業務 ※他に大学の設置及 び管理(地独法21 条2号)	(地独法21条3 号) ・水道事業(簡易水 道事業を除く。) ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 ・病院事業 ・その他政令で定め る事業	
施設所有者			地方公共団体				PFI事業者 (契約終了後は地方 公共団体)		地方独立行政法人	
実際に施設の管理を行う 者	地方公共団体		水道管理業務受託者(委託された業務の範囲)				PFI事業者(契約に基づく)		地方独立行政法人	
事業法上の事業者			地方公共団体				地方公共団体、PFI事業者の双方有り		地方独立行政法人	

設立団体の長の関与	地方公営企業		指定管理者方式		P F I 方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング (外部委託)	地方公共団体が受託	代行制	利用料金制	B T O	B O T	一般型	公営企業型
<p>設立団体の長の関与</p> <p>・ 管理者の任命、罷免、懲戒処分 (公企法7条の2①、⑦、⑧)</p> <p>・ 予算の調製、議案の提出等 (公企法8条)</p> <p>・ 住民の福祉を確保するとき等の指示 (公企法16条)</p>	<p>第三者委託の範囲内で、長の関与はなし</p> <p>ただし、厚生労働大臣又は都道府県知事に対する届出 (水道法第24条の3第2項) が必要</p> <p>① 水道事業者の氏名又は名称</p> <p>・ 水道管理業務委託者の住所及び氏名</p> <p>・ 委託した業務の範囲</p> <p>・ 契約期間</p> <p>② 委託契約が効力を失った時</p> <p>上記に加え、当該契約が効力を失った理由。</p>	<p>第三者委託が受託</p> <p>民間事業者等が受託</p>	<p>指定管理者の (議会の議決を経て) 指定 (自治法244条の2第3項)</p> <p>・ 毎年度終了後の (指定) 管理者が作成する事業報告書の受理 (自治法244条の2第7項)</p> <p>・ 指定管理者が (条例の定めるところにより) 定める利用料金の承認 (自治法244条の2第9項)</p> <p>・ 管理の適正を期するための管理業務又は経理の状況の報告徴収、調査、指示 (自治法244条の2第10項)</p> <p>・ 指定の取り消し、管理業務の停止命令 (自治法244条の2第11項)</p> <p>※ 指定時、期間を定めて行う (当該期間終了時の指定見直し) の場合となるもの。(自治法244条の2第5項)</p>	<p>① 公共施設等の管理者等は、基本方針にのっとり実施方針を策定 (P F I 法5条)</p> <p>② 公共施設等の管理者等は、基本方針 (内閣府決定) 及び実施方針 (当該管理者等が決定) に基づき、実施することが適切であると認められる特定事業を策定 (P F I 法6条)</p> <p>③ 公共施設等の管理者等は、特定事業を策定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定 (P F I 法7条)</p> <p>④ 公共施設等の管理者等は、民間事業者等の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表 (P F I 法8条)</p>	<p>① 公共施設等の管理者等は、基本方針にのっとり実施方針を策定 (P F I 法5条)</p> <p>② 公共施設等の管理者等は、基本方針 (内閣府決定) 及び実施方針 (当該管理者等が決定) に基づき、実施することが適切であると認められる特定事業を策定 (P F I 法6条)</p> <p>③ 公共施設等の管理者等は、特定事業を策定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定 (P F I 法7条)</p> <p>④ 公共施設等の管理者等は、民間事業者等の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表 (P F I 法8条)</p>	<p>・ 業務開始時の業務方法書の認可 (地独法22条①)</p> <p>・ 中期目標 (3~5年) の制定 (変更)、公表 (地独法25条①)</p> <p>・ (地独法が定めた) 中期計画の認可 (地独法26条①)</p> <p>・ 中期計画の変更命令 (地独法26条④)</p> <p>・ (地独法が定めた) 年度計画の届出の受理 (地独法27条①)</p> <p>・ (中期目標に係る) 中期目標に係る事業報告書の届出の受理 (地独法29条①)</p> <p>・ 中期目標期間の終了時の検証、所要の措置 (地独法31条①)</p> <p>・ 報告徴収、立入検査 (地独法88条)</p> <p>・ 違法行為等の是正命令 (地独法89条①)</p> <p>・ 料金の上限を定め、認可 (地独法23条②)</p> <p>・ 中期計画において定める (中期計画の認可)。(地独法83条)</p>	<p>・ 業務開始時の業務方法書の認可 (地独法22条①)</p> <p>・ 中期目標 (3~5年) の制定 (変更)、公表 (地独法25条①)</p> <p>・ (地独法が定めた) 中期計画の認可 (地独法26条①)</p> <p>・ 中期計画の変更命令 (地独法26条④)</p> <p>・ (地独法が定めた) 年度計画の届出の受理 (地独法27条①)</p> <p>・ (中期目標に係る) 中期目標に係る事業報告書の届出の受理 (地独法29条①)</p> <p>・ 中期目標期間の終了時の検証、所要の措置 (地独法31条①)</p> <p>・ 報告徴収、立入検査 (地独法88条)</p> <p>・ 違法行為等の是正命令 (地独法89条①)</p> <p>・ 料金の上限を定め、認可 (地独法23条②)</p> <p>・ 中期計画において定める (中期計画の認可)。(地独法83条)</p>	
<p>国・地方公共団体の関与</p>	<p>国の公営企業の業務に関する処分等に係る配慮 (公企法5条の2)</p> <p>・ 国の企業債についての配慮 (公企法22条)</p> <p>・ 各事業法に基づく関与 (料金の認可等)</p>	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事による受託水道業務技術管理者の変更届出 (水道法第36条2項)</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事による報告徴収・立入検査 (水道法第39条)</p>	<p>・ 条例による指定</p> <p>・ 指定管理者決定時の方法</p> <p>・ 地方公共団体及び指定管理者間の協約 (自治法244条の2)</p>	<p>内閣府大臣は、基本理念にのっとり、基本方針を策定 (P F I 法4条)</p> <p>公共施設等の管理者等は、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針を策定 (P F I 法5条)</p>	<p>・ 総務大臣又は都道府県知事の報告徴収、立入検査 (地独法88条)</p> <p>・ 総務大臣又は都道府県知事の、設立団体又は法への違法行為等の是正命令 (地独法89条③、④)</p>			
<p>議会の関与</p>	<p>・ 設置等に係る条例の制定 (公企法4条)</p> <p>・ 予算の議決 (公企法24条)</p> <p>・ 決算の認定 (公企法30条④)</p> <p>・ 料金 (使用料に該当するもの) に係る条例の制定 (自治法228条)</p>	<p>地方自治法第244条の2第3項に基づく条例 (指定の手續、管理の基準、業務内容等) の制定。</p> <p>指定に係る議会の議決 (自治法244条の2第6項)</p> <p>地方自治法第244条の2第9項に基づく条例 (利用料金) の制定。</p>	<p>・ 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について一定の基準に該当する場合には、議会の議決が必要 (P F I 法9条)</p> <p>・ 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について一定の基準に該当する場合には、議会の議決が必要 (P F I 法9条)</p>	<p>・ 中期目標の議決 (地独法25条③)</p> <p>・ 料金の上限の制定 (地独法23条②)</p> <p>・ 中期計画の議決 (地独法26条④)</p> <p>・ 評価委員会に係る事項 (地独法11条③)</p>	<p>・ 中期目標の議決 (地独法25条③)</p> <p>・ 料金の上限の制定 (地独法23条②)</p> <p>・ 中期計画の議決 (地独法26条④)</p> <p>・ 評価委員会に係る事項 (地独法11条③)</p>			
<p>財務</p> <p>① 経費の原則</p>	<p>独立採算原則 (公企法17条の2②) に基づき、地方公共団体が負担すべき経費以外は原則として料金による収入により運営</p>	<p>① サーベイス購入型 (公共部門が民間事業者に対して費用を支払う)</p> <p>② ジョイント・ベンチャー型 (①、②の折衷型)</p> <p>③ 独立採算型 (利用者から直接料金を徴収)</p>	<p>・ 設立団体からの交付金</p> <p>・ 使用料等の料金により運営</p>	<p>・ 設立採算原則 (地独法85条②) に基づき、設立団体が負担すべき経費以外は原則として料金による収入により運営</p>	<p>・ 設立採算原則 (地独法85条②) に基づき、設立団体が負担すべき経費以外は原則として料金による収入により運営</p>			

	地方公営企業		第三者委託		指定管理方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)	地方公共団体が受託	第三者委託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
②資金調達手段	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金(地財法10条の2、16条等) 特定の経費につき一般会計等からの出賃、貸付、負担金、補助等(公企法17条1号) 企業債(地財法5条1号) 料金(公企法21条) 				<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金(地財法10条の2、16条等) 特定の経費につき一般会計等からの出賃、貸付、負担金、補助等(公企法17条1号) 企業債(地財法5条1号) 料金(公企法21条) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には左に同じ(指定管理者自らが取得する料金のみで運営するケースも考え得る) 	<ul style="list-style-type: none"> ①PFI事業者が自ら資金調達する場合 ②地方公共団体が資金調達する場合(通常の高度の機会と同様の起債) ③①及び②の混合型 	<ul style="list-style-type: none"> 設立団体からの交付金(地独法42条) 国庫補助金、地方公共団体からの交付金(地独法41条⑥) 特定の経費に係る設立団体からの交付金(地独法85条①) 国庫補助金、地方公共団体からの補助金(地独法85条②) 	<ul style="list-style-type: none"> 設立団体からの長期借入金(特債債) 地独法41条⑥) 特定の経費に係る設立団体からの交付金(地独法85条①) 国庫補助金、地方公共団体からの補助金(地独法85条②) 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の地方公営企業に対する措置と同様の措置を予定
③財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 繰出基準に基づく地財措置 企業債の元利償還に係る地方交付税措置等 						通常の地方公営企業と同等の措置(H12.3.29自治調第25号)			
④地方自治法の財務規定の適用	あり				あり	なし	なし	なし	なし	なし
評価制度	なし				なし	なし	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 執行機関の附属機関として独立評価委員会を設置し、業務実績に係る評価を行う(地独法11条)。 (各事業年度における業務実績の評価:地独法28条) 各事業年度における業務実績について評価委員会の評価 業務運営の改善その他の勧告 当該評価結果の独立法人への通知、設立団体への報告、公表 設立団体の長は、当該報告を議会に報告 (中期目標に係る事業報告:地独法29条、30条) 独立法人は、中期目標期間の終了後3ヶ月以内に事業報告書を設立団体の長に提出、公表 設立団体の長は、当該報告書を議会に報告
①中期目標										<ul style="list-style-type: none"> 設立団体の長が定め、独立行政法人に指し示し、公表(あらかじめ、評価委員会の意見の聴取、議会の議決が必要。)(地独法25条)
②中期計画	<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定及びその公表について要請(「地方公営企業の経営基盤の強化について」(平成10年1月13日付自治省財政局長通知)等) 				<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定及びその公表について要請(「地方公営企業の経営基盤の強化について」(平成10年1月13日付自治省財政局長通知)等) 					<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表(あらかじめ、評価委員会の意見の聴取、議会の議決が必要。)(地独法26条) 中期目標に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表(あらかじめ、評価委員会の意見の聴取、議会の議決が必要。)(地独法26条) 中期目標に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表(あらかじめ、評価委員会の意見の聴取、議会の議決が必要。)(地独法26条)

	地方公営企業		第三者委託		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)	地方公共団体が受託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型	
③年度計画	<p>・毎年度ごとに予算書他必要書類を作成し、議会の議決を要する。</p>		<p>・毎年度ごとに予算書他必要書類を作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経る。</p>		<p>・毎年度ごとに予算書他必要書類を作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経る。</p>		<p>中期計画に基づき、年度計画を定め、設立団体の長に届け出、公表(評価委、議会の関与なし)(地独法27条)</p>		<p>中期計画に基づき、年度計画を定め、設立団体の長に届け出、公表(評価委、議会の関与なし)(地独法27条)</p>	
決算	<p>・管理者の調製、事業報告書等の長への提出 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の議決(公企法30条)</p>		<p>指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、地方公共団体に提出(自治法244条の2第7項)。 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の議決(公企法30条)</p>		<p>(地方公共団体が事業者の場合に限る) ・管理者の調製、事業報告書等の長への提出 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の議決(公企法30条)</p>		<p>・毎事業年度、財務諸表、事業報告書、決算報告書(監事の意見付す)を作成し、設立団体の長に提出し、その承認を得る(承認に際し評価委員会の評価取得)(地独法34条)。</p>		<p>・毎事業年度、財務諸表、事業報告書、決算報告書(監事の意見付す)を作成し、設立団体の長に提出し、その承認を得る(承認に際し評価委員会の評価取得)(地独法34条)。</p>	
会計制度	<p>公営企業会計制度(公営企業法令に基づく)</p>		<p>公営企業会計制度(公営企業法令に基づく)</p>		<p>公営企業会計制度(公営企業法令に基づく)</p>		<p>公営企業会計制度(公営企業法令に基づく)</p>		<p>地方独立行政法人会計原則 公営企業型地方独立行政法人会計原則</p>	
監査	<p>①監査人(監事)の監査</p>		<p>決算、事業報告書等の監査委員の審査(公企法30条②)</p>		<p>監査委員の監査(自治法199条①)</p>		<p>なし ※金融機関によるモニタリング機能</p>		<p>・財務諸表及び決算報告書について意見を付す(地独法34条②)。 ・一定規模以上の独法については、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を行う(地独法35条)</p>	
②会計監査人の監査	<p>義務付けなし</p>		<p>義務付けなし</p>		<p>なし ※金融機関によるモニタリング機能</p>		<p>なし ※金融機関によるモニタリング機能</p>		<p>・財務諸表及び決算報告書について意見を付す(地独法34条②)。 ・一定規模以上の独法については、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を行う(地独法35条)</p>	
地方公共団体の長の関与	<p>・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。</p>		<p>・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。</p>		<p>・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。</p>		<p>・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。</p>		<p>地方独立行政法人の財務、組織、人事等の権限は地方独立行政法人の理事長に集中し、地方公共団体とは独立してこの権限を行使する。</p>	
組織の長(選解任の形態)	<p>公営企業管理者(公企法7条) (地方公共団体の長による任命、懲戒処分) ※財務適用及び公企令第8条の2に該当する場合には管理者不要</p>		<p>公営企業管理者(公企法7条) (地方公共団体の長による任命、懲戒処分) ※財務適用及び公企令第8条の2に該当する場合には管理者不要</p>		<p>公営企業管理者(公企法7条) (地方公共団体の長による任命、懲戒処分) ※財務適用及び公企令第8条の2に該当する場合には管理者不要</p>		<p>公営企業管理者(公企法7条) (地方公共団体の長による任命、懲戒処分) ※財務適用及び公企令第8条の2に該当する場合には管理者不要</p>		<p>理事長(地独法12条) (設立団体の長による任命、解任)</p>	
職員(労働関係)	<p>公務員 ①地方公営企業労働関係法で規定(公企法36条) ・団結権○ ・団体交渉権○ ・争議権× ②職制の準則(公企法37条)</p>		<p>公務員 ①地方公営企業労働関係法で規定(公企法36条) ・団結権○ ・団体交渉権○ ・争議権× ②職制の準則(公企法37条)</p>		<p>公務員 ①地方公営企業労働関係法で規定(公企法36条) ・団結権○ ・団体交渉権○ ・争議権× ②職制の準則(公企法37条)</p>		<p>公務員 ①地方公営企業労働関係法で規定(公企法36条) ・団結権○ ・団体交渉権○ ・争議権× ②職制の準則(公企法37条)</p>		<p>(一般地方独立行政法人) ・非公務員 ・役員(兼業(営利事業)禁止(地独法55条)) ・刑法その他の罰則の適用については公務員に準ずる職員とみなす(地独法58条) ・役員及び職員の守秘義務(地独法56条②)</p> <p>(特定地方独立行政法人) ・公務員(地独法47条) ・役員(兼業(営利事業)禁止(地独法50条)) ・役員(兼業禁止(地独法50条③)) ※職員は、地公法が適用 ・職員の勤務時間等に係る規程を定め、設立団体の長に届け出、公表(地独法52条①)。</p>	

	地方公営企業		第三者委託		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング（外部委託）	地方公共団体が受託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型	
任用	<p>・管理者は、地方公営企業の経営に職責を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命（公企法7条の21号）。</p> <p>・企業職員（管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員）は、管理者が任免。ただし当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合同様に、あらかじめ、地方公共団体の長の同意を得なければならない（公企法15条）。</p>								法人の長の任命による。	
労働基本権	<p>・団体権（地公労法5条）</p> <p>・団体交渉権（協約締結権を含む。ただし、企業の管理運営に関する事項を除く。）（地公労法7条）</p> <p>・争議権なし（地公労法11条1号）</p> <p>・労働委員会のあつせん、調停、仲裁の対象（地公労法14条～17条）</p>								<p>（一般地方独立行政法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働三権有り ・労働委員会のあつせん、調停、仲裁の対象 <p>（特定地方独立行政法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉権有り ・争議権なし 	
服務	<p>・一部を除き地方公務員法上の服務規定（職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、守秘義務等への従事制限等）。</p> <p>・指定職員は政治的行為の制限</p>								<p>（特定地方独立行政法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部を除き地方公務員法上の服務規定（職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、守秘義務等への従事制限等）。 ・指定職員は政治的行為の制限 	

	地方公営企業		第三者委託		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング（外部委託）	地方公共団体が受託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型	
職員の給与	(給与の基本原則：公営法38条) ② ．その職務に必要となる技能、職務遂行の困難度等に照準して、職員の業務に必要となるものを、職員の業務に照準して、能力を十分に考慮 (給与の決定原則：公営法38条) ③ ．生計費 ．同一又は類似の職種の種類及び地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与を考慮し、当該地方公営企業の経営の状況を考慮 (決定) 給与の種類及び基準の条例制定(公営法38条) ④							(一般地方独立行政法人) ① 役員：特定独法と同じ(地独法56条) ② 職員(地独法57条) ．その職員の勤務成績を考慮 ．一、設立団体の長に届け出、公表。 ③ 給与の決定原則(地独法57条③) ．一般独法の業務の遂行を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適したものであること。 (特定地方独立行政法人) ① 役員(地独法48条) ．報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されること。 ．特定独法は、報酬等の支給基準(評価委員会)の審査あり()を定め、設立団体の長に届け出、公表。 ② 職員(地独法51条) ．その職務の内容と責任に照準するもの。 ．職員の昇進した能力を考慮 ③ 給与の決定原則(地独法48条③、51条④) ．国及び地方公共団体の職員、他の特定独法、民間事業者の給与、当該特定独法の業務の実績及び認可中期計画の人員費の算入その他の事情を考慮。		
勤務時間等	・ 管理者が決定 ・ 団体交渉の対象となり、労働協約を締結できる							(一般地方独立行政法人) ・ 管理者が決定 ・ 団体交渉の対象となり、労働協約を締結できる (特定地方独立行政法人) ・ 規程を定め設立団体の長へ届出・公表		
共済関係	地方公務員共済組合法を適用							(一般地方独立行政法人) なし (特定地方独立行政法人) 地方公務員共済組合法を適用		
災害補償	地方公務員災害補償法を適用							地方公務員災害補償法を適用		
定員管理	定員に含まれる							(一般地方独立行政法人) 定員に含まれない(そもそも地方公務員の身分を有さない) (特定地方独立行政法人) 定員に含まれない(ただし常勤職員の数を設立団体に報告)		

国税	地方公営企業		第三者委託		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	所得課税	アアウトソーシング(外部委託)	地方公共団体が受託	民間事業者等が受託	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
所得課税	×(非課税)	○	×(非課税)	○	○	○	○	○	○	○
法人税	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
印紙税	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
資産課税	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
登録免許税	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
地価税	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
消費税	○(課税対象)	○	○(課税対象)	○	○	○	○	○	○	○
法人住民税(均等割)	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
法人事業税	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×
不動産取得税	×	×	×	×	×	×	△(所有権の帰属により判断)	○	×	×
自動車税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
市区民税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
市町村民税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
固定資産税	×	×	×	×	×	×	△	○	×	×
軽自動車税	×	○	×	×	×	×	△	○	×	×
特別土地保有税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
資産課税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
自動車取得税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
事業所税	×	○	×	○	○	○	△	○	×	×
都市計画税	×	×	×	×	×	×	△	○	×	×
水利地益税、共同施設税、宅地開発税	×	○	×	○	×	×	△	○	×	×
地方消費税25%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※税制については移行型強法を想定